



自治基本条例

No.5

又々といっしょに考えよう

H24.2

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

「自治基本条例」とは、地方分権の時代、市政や自分たちのまちづくりをどう進めていくのか、その基本となる考え方やルール等を定めるものです。さいたま市では、公募市民、関係団体の代表者、学識者からなる検討委員会で自治基本条例の検討を行ってきました。

平成23年3月の中間報告以降、各区で開催した市民意見交換会等で様々なご意見をいただき、これを踏まえながら更に検討を進めた結果を『最終報告書』として取りまとめ、平成24年2月2日に市長に提出しました。今回はその報告書の一部を紹介します。

最終報告書がまとまりました

めざすまちの姿
(自治基本条例検討委員会の想い)

誰もが
尊重し合い

誰もが
助け合い

誰もが
生きがいを
持ち

このまちで
ずっと幸せに
暮らしていきたい

子どもから
高齢者まで

男性も
女性も

障がいのある人も
ない人も

みんなの想いで
育ったよ



市民が主役となり、議会、行政も市民とともに市民のための市政を行うという「市民自治」の理念をみんなで共有するための条例とする。

さまざまな場面でまちづくりに取り組む際の「羅針盤」、つまり取組の方向や解決の手掛りを示すことができる条例とする。

市民、議会、市長及び職員等、さいたま市に関わるすべての主体の意識に働きかけて、それぞれの自覚を促し、互いに良好な関係を築くことに役立つ条例とする。

自治基本条例の役割

なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか。

- 市民の誰もが幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民の主体的な取組と、議会や市長など市政に携わる者が市民の声をしっかりと受けとめて市政を運営していくことが求められます。
- 市民ニーズや地域社会の課題の多様化、地方分権の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しつつあり、市民、議会、行政など、さいたま市に関わる多くの人が力を出し合い、協力していかなければ、この変化にしっかりと対応していくことが困難な時代になっています。※

各条文の考え方・解説は、最終報告書をご参照ください。市のホームページや各区役所情報公開コーナーなどでご覧になれます。



※ 最終報告書での「市民」の定義



「市民」＝「住民」と考えるのが一般的ですが、さいたま市に関わる皆で力を合わせて主体的にまちづくりに取り組んでほしいという気持ちを込めて、住民以外の通勤・通学者や団体等を含めて「市民」を定義しました（条例（素案）第2条第2号参照）。

- このような状況を踏まえ、まちづくりを進める際の拠り所となる基本的な考え方やルール等を誰もが分かりやすいように整理し、みんなで共有するため、そして将来にわたり、まちづくりが発展し続けていくようにするためにも、「条例」という形で明確に定める必要があると考えます。

検討委員会では、最終報告書を条文形式でまとめました。

名称 **さいたま市市民自治基本条例**

検討委員会では、自治のあり方に関しては市民が主体的にまちづくりを行うという視点が不可欠であり、これを多くの市民の皆さんに理解していただくために、**さいたま市市民自治基本条例**という名称が適切と考えました。

条例（素案）の構成

前文

第1章 総則

目的（第1条）、定義（第2条）、自治の基本理念（第3条）、条例の位置付け（第4条）

第2章 市民自治を担う各主体の責務等

第1節 市民の権利及び責務等

市民の権利（第5条）、市民の責務（第6条）、事業者の責務（第7条）、市民自治の担い手としての人づくり（第8条）

第2節 議会及び議員の責務等

議会の役割及び責務（第9条）、議員の責務（第10条）

第3節 執行機関及び職員の責務等

市長その他の執行機関の役割及び責務（第11条）、職員の責務（第12条）

第3章 市民と市がともに進めるまちづくり

第1節 情報共有の推進

情報共有（第13条）、情報公開の総合的な推進（第14条）、個人情報の保護（第15条）

第2節 市民参加及び協働の推進

市民参加の推進（第16条）、協働の推進（第17条）、市民の意見への応答義務（第18条）、住民投票（第19条）

第3節 市民のための市政運営

総合振興計画（第20条）、健全な財政運営（第21条）、市の取組の評価（第22条）、監査の実施等（第23条）、法務（第24条）、危機管理（第25条）、組織の整備等（第26条）

第4節 地域及び区のまちづくり

地域のまちづくり（第27条）、区役所の役割（第28条）、区長の責務（第29条）、区民会議（第30条）

第5節 国、他の地方公共団体等との関係

国、埼玉県等との関係（第31条）、諸外国の都市等との関係（第32条）

第4章 実効性の確保

必要な制度及び仕組みの整備（第33条）、運用推進委員会の設置（第34条）、条例の見直し（第35条）

条例（素案）

前文

私たちのまちさいたま市は、みんなの願いを叶え、期待に応えるまちの実現に向けて自立かつ積極的に取り組めるよう、平成13年5月に旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市が合併して誕生しました。その後平成15年4月に政令指定都市となり、平成17年4月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。

様々な地域が集まったさいたま市は、多様な歴史や文化、そして東京都心の近くにありながら豊富な自然に恵まれた生活都市として発展してきました。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まっているため、埼玉県の、さらには首都圏における政治、経済、文化の中心的な役割を担うまちとして発展することが期待されています。

このさいたま市が、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、誰もが互いに尊重し合い、助け合い、生きがいを持ち、このまちでずっと幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまちとして発展し続けていくことは、多くの市民の願いです。

そのためには、市民自らがまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、それぞれの経験や知識を生かして地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。また、議会、市長、職員その他市政に携わるすべての者は、市民のための市政を推進する責任があることを常に自覚し、新たに生まれてくる課題に対しても、市民とともに解決の方策を探求し、これを実践していかなければなりません。

このような市民自治の理念の下で、私たちのまちさいたま市が、今後も目標に向かって発展し続けていくためには、さいたま市の多様な魅力や、合併、政令指定都市移行のメリットを生かしつつ、さいたま市に関わるみんなの力を結集することが大切です。

そこで、みんなが結集して進めるまちづくりの羅針盤となる一つのルールをつくり、みんなで共有していくため、ここにさいたま市市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項等を定めることにより、市民自治の確立を図り、

もって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 市内に住む者をいいます。
- (2) 市民 住民をはじめとして、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (3) 区民 区内に住む者をはじめとして、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (4) 市 議会、市長その他の執行機関及び職員からなる市民に代わって市政に関する議事及び執行を行う機関であるさいたま市をいいます。
- (5) まちづくり 市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいいます。
- (6) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいいます。
- (7) 市民自治 市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民とともに市民のための市政を行うという自治のあり方をいいます。
- (8) 市民参加 市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。
- (9) 協働 市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。

（自治の基本理念）

第3条 市民は、主体的にまちづくりに取り組みます。

2 市は、その役割及び責務を果たし、市民のための市政を行います。

3 市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って、自立かつ自律的な市政運営の実現を目指します。

（条例の位置付け）

第4条 この条例は、市民自治の確立に向けて最も大切な規範として運用されるものであり、市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止するときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければなりません。市が政策の形成、実施等を行う場合も、同様とします。

第2章 市民自治を担う各主体の責務等

第1節 市民の権利及び責務等

（市民の権利）

第5条 市民は、市民自治を担う者として尊重され、次に掲げる権利を有します。

- (1) 安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利
- (2) 市政に関する情報を知り、市と共有する権利
- (3) 政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わる権利

（市民の責務）

第6条 市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。

2 市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。

- (1) 社会的責任を自覚すること。
- (2) 互いを尊重し合うとともに、助け合うこと。
- (3) 次世代の負担をはじめ、将来の地域又は社会に与える影響に配慮すること。

（事業者の責務）

第7条 市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちの実現に努めるものとします。

（市民自治の担い手としての人づくり）

第8条 市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年をはじめ、市民が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。

第2節 議会及び議員の責務等

（議会の役割及び責務）

第9条 議会は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割を果たさなければなりません。

- (1) 市長その他の執行機関による事務の執行の監視
- (2) 市政に関する課題の調査研究
- (3) 政策の形成

2 議会は、前項に規定する役割を果たし、議会に対する市民の関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を

確立するため、次のことに努めなければなりません。

- (1) 市民の多様な意見を聴き、尊重すること。
- (2) 意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表すること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。
- (3) 政策形成等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を推進すること。

（議員の責務）

第10条 議員は、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすため、法令等を遵守するとともに、市民全体の利益を考え、公正かつ誠実に、職務を行わなければなりません。

2 前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません。

第3節 執行機関及び職員の責務等

（市長その他の執行機関の役割及び責務）

第11条 市長その他の執行機関は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する役割を果たし、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。

- (1) 市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること。
- (3) 地域及び社会の課題を把握し、解決を図ること。
- (4) 市民参加及び市民との協働を推進すること。
- (5) 市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。

3 市長は、前2項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。

- (1) さいたま市の将来を展望して市政における構想を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。
- (2) 財政の健全性を確保すること。

（職員の責務）

第12条 職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

条例（素案） 続き

- 2 職員は、市民とともに市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、次のことに努めなければなりません。
- (1) 市民と積極的に対話すること等により、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題を把握すること。
 - (2) 市民とともに、課題解決のための方策を探求すること。
 - (3) 常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。

第3章 市民と市がともに進めるまちづくり

第1節 情報共有の推進

（情報共有）

- 第13条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集及び発信し合い、共有に努めるものとします。
- 2 市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。

（情報公開の総合的な推進）

- 第14条 市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければなりません。
- 2 市は、市政に関する情報を、正確に分かりやすく、迅速かつ積極的に、市民に提供するよう努めるとともに、市政に関する重要な情報の公表について、制度化を図らなければなりません。
- 3 市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)その他の法令等に基づき、適正に対応しなければなりません。

（個人情報保護）

- 第15条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号)その他の法令等に基づき、適正に行わなければなりません。
- 2 市は、危機(第25条第1項に規定する危機をいう。)への対応など市民生活の安全及び安心を守るため特に必要がある場合には、個人情報であっても、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、市民に提供するよう努めなければなりません。

第2節 市民参加及び協働の推進

（市民参加の推進）

- 第16条 市民は、市政に市民の意見を反映させるため、政策の形成、実施及び評価の過程など市政に参加することができます。
- 2 市民の誰もが容易に市政に参加できるようにするため、市は、政策の検討を行う審議会等の委員の公募、政策に関する意見募集その他の制度及び機会の充実に努めなければなりません。
- 3 市は、市民参加による政策の形成、実施、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。

（協働の推進）

- 第17条 市民及び市は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとします。
- (1) 目的及び目標を共有すること。
 - (2) 互いの立場及び特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。
 - (3) それぞれの役割及び責任を明確にすること。
 - (4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- 2 市民及び市は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて必要と認めるときは、協働の実現に努めるものとします。
- 3 市民は、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくるために、協働に関する理解を深め、自らできることを考え、できる範囲で協働による事業に協力するよう努めるものとします。
- 4 市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援、協働に関する協議の場の設定等を行うものとします。

（市民の意見への応答義務）

- 第18条 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見を誠実に受け止め、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちの実現に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。
- 2 市は、市政に対する要望、提案など市民の意見への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。

（住民投票）

- 第19条 市は、市政に関する重要な案件について住民（市長及び議員の選挙権を有する者に限る。以下この条において同じ。）の意思を確認するため、住民の意向を踏まえ、案件ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければなりません。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第3節 市民のための市政運営

（総合振興計画）

- 第20条 市は、目指すべきさいたま市の将来都市像を示し、市政を総合的かつ計画的に運営するための最も基本となる計画（以下、総合振興計画といいます。）を策定しなければなりません。
- 2 市は、総合振興計画の策定及び見直しに当たっては、市民参加により行わなければなりません。
- 3 市は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認し、これを公表しなければなりません。なお、公表に当たっては、市民に分かりやすく行うよう努めなければなりません。
- 4 市は、総合振興計画について、社会の変化に柔軟に対応しながら実施するとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。

（健全な財政運営）

- 第21条 市は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確保、財産の適切な管理及び運用等により、中長期的な視点から財政の健全性の確保を図らなければなりません。
- 2 市は、財政運営に関する透明性の確保及び市民の理解の促進を図るため、毎年度の予算及び決算その他財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
- 3 市民は、さいたま市の財政状況について、自らの、又は、将来世代の生活に関わる問題として関心を持つよう努めるものとします。

（市の取組の評価）

- 第22条 市は、効果的かつ効率的に市政を運営するとともに市民への説明責任を果たすため、市の

- 取組について評価を実施しなければなりません。
- 2 市は、前項の評価の実施に当たっては、市民参加の推進に努めるものとします。
- 3 市は、第1項の評価の内容及び結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果を市政に反映するよう努めなければなりません。

（監査の実施等）

- 第23条 監査委員及び外部監査人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の30第1項に規定する外部監査人をいう。以下同じ。）は、市の財務に関する事務の執行等について、適正に監査を行わなければなりません。
- 2 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善を要する点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければなりません。

（法務）

- 第24条 市は、自らの責任において、市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちを実現するため、法令等の適正な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。
- 2 市は、市民生活に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正又は廃止に当たっては、その趣旨及び内容を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

（危機管理）

- 第25条 市は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれのある災害、事件、事故等緊急の事態をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を守るため、迅速かつ的確な対応を図らなければなりません。
- 2 市は、危機に備えるため、次のことに取り組まなければなりません。
- (1) 市民が自ら、又は互いに協力して危機に備えることの必要性の周知及び啓発を積極的に行うこと。
- (2) 市民及び関係機関との連携により、適切な体制の整備及び対策の準備並びにこれらの見直しを適宜行うこと。
- 3 市民は、自ら、又は互いに協力して、危機に備え

条例（素案） 続き

るとともに、危機が発生した際は安全及び安心の確保に努めるものとし、市は、市民の活動に対して必要な支援を行うよう努めなければなりません。

（組織の整備等）

第26条 市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。

- (1) 地域又は社会の課題に的確に対応できること。
- (2) 市民が行政サービスを利用しやすいこと。
- (3) 行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。

2 市は、市民とともに市政を進めていくという組織風土の醸成に努めなければなりません。

第4節 地域及び区のまちづくり

（地域のまちづくり）

第27条 市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとし、

2 地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、豊かで暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性にに基づき、それぞれの特性を生かして相互に連携するよう努めるものとし、

3 市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとし、

（区役所の役割）

第28条 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを、総合的、かつ、効果的及び効率的に行うとともに、中長期的な視点に立って、区の特徴を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。

2 区役所は、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。

- (1) 地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。
- (2) 区民の区政への参加及び区民との協働を推進すること。
- (3) 区民の主体的なまちづくりを支援すること。

3 市長は、区役所が自主性を発揮しながら前2項に規定する役割を円滑に果たすことができるよう、

区役所の機能の充実に努めなければなりません。

（区長の責務）

第29条 区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な視点に立って、区民のための区政を運営しなければなりません。

2 区長は、区政の運営に当たっては、区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるよう努めるとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。

（区民会議）

第30条 区長は、区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言等を行うための組織として、区に区民で構成する区民会議を設置します。

2 区民会議は、その活動に関する情報を区民に積極的に発信して区民の意見を聴き、協議に活用するよう努めるものとし、

3 区民会議は、職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。この場合において、職員は積極的に協力するものとし、

4 市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとし、

第5節 国、他の地方公共団体等との関係

（国、埼玉県等との関係）

第31条 市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携してさいたま市のまちづくりを積極的に推進するものとし、

2 市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国又は埼玉県の政策に対し、市民生活を守るため、意見を述べなければなりません。

3 市は、市民とともに他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとし、

（諸外国の都市等との関係）

第32条 市は、市民とともに諸外国の都市等との国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとし、

条例（素案） 続き

第4章 実効性の確保

（必要な制度及び仕組みの整備）

第33条 市は、この条例に定めるまちづくりの推進のために、必要な制度及び仕組みの整備を行わなければなりません。

（運用推進委員会の設置）

第34条 市長は、この条例の運用及び推進を図るため、市民の参加によるさいたま市市民自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を設置します。

2 運用推進委員会は以下の活動を行います。

(1) この条例に関する周知及び啓発

(2) この条例に関する運用状況の調査及び実績の評価
(3) この条例の運用及び推進のための必要な制度及び仕組みの検討

(4) この条例の見直しの検討

3 前2項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

（条例の見直し）

第35条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の見直しの検討を行わなければなりません。

2 前項の見直しの検討に当たっては、市長は、運用推進委員会の意見を聴かなければなりません。



最後は検討委員会からのメッセージだよ

平成22年4月、私たちは清水市長から委員の委嘱を受け、公募市民12名、関係団体の代表者4名、学識者4名の20名（最終報告時には16名）で、これまで自治基本条例の検討に取り組んできました。

会議では、「より良いさいたま市にしたい」という共通の想いのもと、様々な視点から意見を出し合い、活発な議論を行ってきたところです。会議の開催だけでも検討委員会44回、部会30回、合計74回にも及び、毎週のように会議を開催したときもあれば、深夜まで議論が及んだこともありました。

また、多くの方々の意見を聴いて検討に活用するため、各種団体、議会、市長や職員の方々との意見交換、10区で行った市民意見交換会、希望のあった方々のところに足を運んで行う出前意見交換会にも取り組みました。

委員の多くが、仕事や学業、家事がある中、やり繰りして検討を重ね、また、多くの市民の声を反映すべく全力を尽くしてこの報告書を取りまとめました。

最終報告書は市長に手渡しましたが、今後、多くの方々のご意見を踏まえ、この報告書にさらに磨きをかけていただきたいと思います。

最後になりますが、これまで意見交換会にご参加いただいたの方々、ご意見をお寄せいただいたの方々、様々な形で私たちの取組を支えてくださった方々に厚く御礼を申し上げます。そして、今後、私たちの最終報告書が、多くの方々にとって、自分たちのまちや自治がどうあるべきなのか、あらためて考えるきっかけになっていただければ幸いです。

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会

事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課

Tel 048(829)1035

Fax 048(829)1985

所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

このチラシは20,000部作成し、1部当たりの印刷経費は17円です。